

圧力設備規格審議委員会 規格制定手順書

一般社団法人日本高圧力技術協会

平成 20 年 1 月 30 日 制定

平成 20 年 11 月 26 日 改正

平成 29 年 6 月 27 日 改正

1. 適用範囲

この手順書は、一般社団法人日本高圧力技術協会(以下、本会という) 圧力設備規格審議委員会(以下、委員会という)が定める規格の制定、改正及び廃止の審議について、その手順を規定する。

2. 規格の制定目的

本会は、合理的な圧力設備に係る設計、材料選定、製造、施工、試験、検査、維持管理及び安全性評価の実行を目的として、関係業界のニーズを踏まえつつ、最新の技術的知見に基づく規格の制定、改正及び廃止を行う。

3. 規格の体系

本会の規格は、次のとおりとする。

(1) HPIS

技術的な定義、指導、規則又は特性を記した文書、並びにそれらの制定、改正及び廃止について規定する文書

(2) HPI TR

HPIS 化の前規格的な文書

規格内容が技術的に開発途上にある文書

又は、規格に関係する技術基盤、技術情報、標準化データ等の技術報告書

4. 規格の制定対象

HPIS、HPI TRとして制定する対象は、次のとおりとする。

(1) 本会の定款及び諸規定に基づく規格

(2) 他の団体規格と共通（共用又は共同）する規格

注：「共用規格」とは、他の団体で制定された規格を、原則として内容、字句等の修正を行わずに、その団体の承認のもとに、本会のHPIS規格番号を付したものをいう。

「共同規格」とは、他の団体と共同で審議を行って制定した規格をいう。

共用規格と共同規格を総称して「共通規格」という。

(3) 日本工業規格（以下、JISという）に関する規格

- ・ JISの制定又は次回改正のときの素案となる規格
- ・ 将来的にJISの制定を目的とする規格

5. 規格の制定、改正及び廃止の審議

委員会は、委員会規則に定める HPIS、HPI TR の制定、改正及び廃止の審議を行う。HPIS は、広く意見を求める必要があり、全てパブリックコメントを実施する。HPI TR はパブリックコメントを実施しない。

6. 規格の制定、改正及び廃止手順

HPIS の制定及び改正手順を別添 1 に、HPI TR の制定及び改正手順を別添 2 に示す。又、規格の廃止手順を別添 3 に示す。

7. 審議の公開

委員会における審議は、次の方法により公開する。

(1) 審議の公開

委員会における審議は全て公開する。公開は傍聴のみとする。

なお、知的財産権又は個人情報の保護等の特別の事情がある場合には、委員会委員長(以下、委員長という)の権限により、非公開とすることができる。

(2) 審議資料の公開

審議資料の公開は、傍聴者への配布又は閲覧とする。

なお、知的財産権又は個人情報の保護等の特別の事情がある場合には、委員長の権限により、非公開とすることができる。ただし、審議資料の配布は傍聴者による実費負担を原則とする。

(3) 委員会情報の公開

本会のホームページにより、委員会に係る情報を公開する。その内容は、原則として別添 4 のとおりとする。

8. 書面投票による採決実施要領

本会の専門研究委員会又は臨時専門委員会(以下、原案作成者という)より提案された HPIS 原案又は HPIS 改正原案(以下総称して HPIS 原案とする)及び HPI TR 原案又は HPI TR 改正原案(以下総称して HPI TR 原案とする)は、原案作成者の説明を受け委員会において審議する。委員長は、十分な意見交換が行われたことを確認し、出席委員の過半数の同意を得た後、書面投票による採決を行う。書面投票による採決は、次の手順による。

(1) HPIS 原案

- (a) 書面投票の実施期間は、書面投票資料を送付した日から 15 日以上委員長が定める期日までとし、その投票実施期間は委員に通知される。書面投票の実施期間内に投票されなかったもの及び実施期間を過ぎた投票は無効とする。

- (b) コメント付き賛成又は意見付き反対があった場合は、その内容を委員会事務局は速やかに原案提出者に送付し、その解決に向けた対応を要請する。
- (c) 原案提出者は、前号の送付された全てのコメント又は意見について、その解決に向けた対応策を別添 5 の表に作成し事務局に送付、事務局よりコメント又は意見を提出した委員に送付する。
- (d) コメント又は意見を提出した委員は、前号の原案作成者からの対応策を検討し、その対応策に対して、再度のコメント又は意見がある場合は、別添 5 の表に作成し事務局へ送付、事務局より原案作成者に送付する。
- (e) 原案作成者は、再度の対応策を別添 5 の表に作成し事務局に送付、事務局よりコメント又は意見を提出した委員に送付する。再度のコメント又は意見がない場合は、対応策に同意したものとする。
- (f) 前項(b)から(e)は事務局を通して行われるが、並行して、原案作成者とコメント又は意見を提出した委員が直接連絡することができる。
- (g) 全てのコメント又は意見、対応策は委員会事務局が別添 5 の表に取りまとめ、書面投票の実施期間終了後速やかに、委員長に報告する。変更が技術的内容の変更であると委員長が判断した場合は、全委員に連絡すると共に、最終対応策による再度の書面投票による採決を行う。変更が編集上の修正であると委員長が判断し、最初の投票で賛成が規定を満たしている場合は、再度の書面投票は行わない。

(2) HPI TR 原案

- (a) 書面投票の実施期間は、書面投票資料を送付した日から 15 日以上委員長が定める期日までとし、その投票実施期間は委員に通知される。書面投票の実施期間内に投票されなかったもの及び実施期間を過ぎた投票は無効とする。
- (b) コメント付き賛成又は意見付き反対があった場合は、その内容を委員会事務局は速やかに原案提出者に送付し、その解決に向けた対応を要請する。
- (c) 原案提出者は、前号の送付された全てのコメント又は意見について、その解決に向けた対応策を別添 5 の表に作成し事務局に送付、事務局よりコメント又は意見を提出した委員に送付する。
- (d) コメント又は意見を提出した委員は、前号の原案作成者からの対応策を確認する。再度のコメントは原則として行わない。
- (e) 全てのコメント又は意見、対応策は委員会事務局が別添 5 の表に取りまとめ、書面投票の実施期間終了後速やかに、委員長に報告する。変更が技術的内容の変更であると委員長が判断した場合は、全委員に連絡すると共に、最終対応策による再度の書面投票による採決を行う。変更が編集上の修正であると委員長が判断し、最初の投票で賛成が規定を満たしている場合は、再度の書面投票は行わない。

9. パブリックコメント実施要領

審議が終了した HPIS 原案は、パブリックコメントを実施する。パブリックコメントの募集は、本会のホームページに公開することによって行う。

- (1) ホームページによりパブリックコメント募集を行う場合に公開する情報は、原則として別添 4 による。パブリックコメント公告例を別添 6 に示す。
- (2) パブリックコメント募集の実施期間は、ホームページに公開した日から原則として 30 日間とする。但し、委員長は、パブリックコメントの応募状況を勘案し、実施期間を最大 30 日まで延長することができる。
- (3) 応募されたパブリックコメントは、委員会で審議し、その結果は別添 7 の様式で委員会のホームページに公開する。
- (4) 前項の決議は、委員会規則第 16 条の規定による。
- (5) パブリックコメントの募集で提出された意見は、事務局で保管する。保管期間は 10 年とする。

10. プロセスレビュー実施要領

審議及びパブリックコメントへの対応(HPIS のみ)を終了した HPIS 原案又は HPI TR 原案は、理事会によるプロセスレビューを受ける。

委員会より答申された HPIS 原案又は HPI TR 原案は、原則として委員会事務局から審議過程の説明をし、理事会において委員会の審議過程の適正性の確認（プロセスレビューという）を受ける。

- (1) 審議の過程の説明は、原則として次の項目について実施する。
 - ・ 書面投票の投票結果とコメント又は意見に対する対応結果
 - ・ パブリックコメントの結果及びコメント対応結果

なお、理事会では技術的審議は実施しないが、答申の HPIS 原案又は HPI TR 原案を参考資料として提出する。

- (2) 本会会長は、十分な意見交換が行われたことを確認し、採決を行う。採決は挙手によることとし、出席理事の過半数の賛成により、これを可決の決議とする。
- (3) プロセスレビューの結果、理事からの意見が委員会の再審議を必要とすると本会会長が判断した場合は、委員会へ差し戻す。委員会は当該意見について審議し、必要に応じて再度議案の審議を行った後決議をおこない、再度のプロセスレビューを受けなければならない。
- (4) 前項の決議は、委員会規則第 16 条の規定による。
- (5) プロセスレビューの結果、HPIS 原案に変更を要する場合は、変更を加えた HPIS 原案を再度ホームページに公開し、パブリックコメントの募集を行う。この場合の募集期間は原則として 15 日間とする。但し、委員長は、必要に応じて、募集期間をさらに最大 15 日間延長することができる。

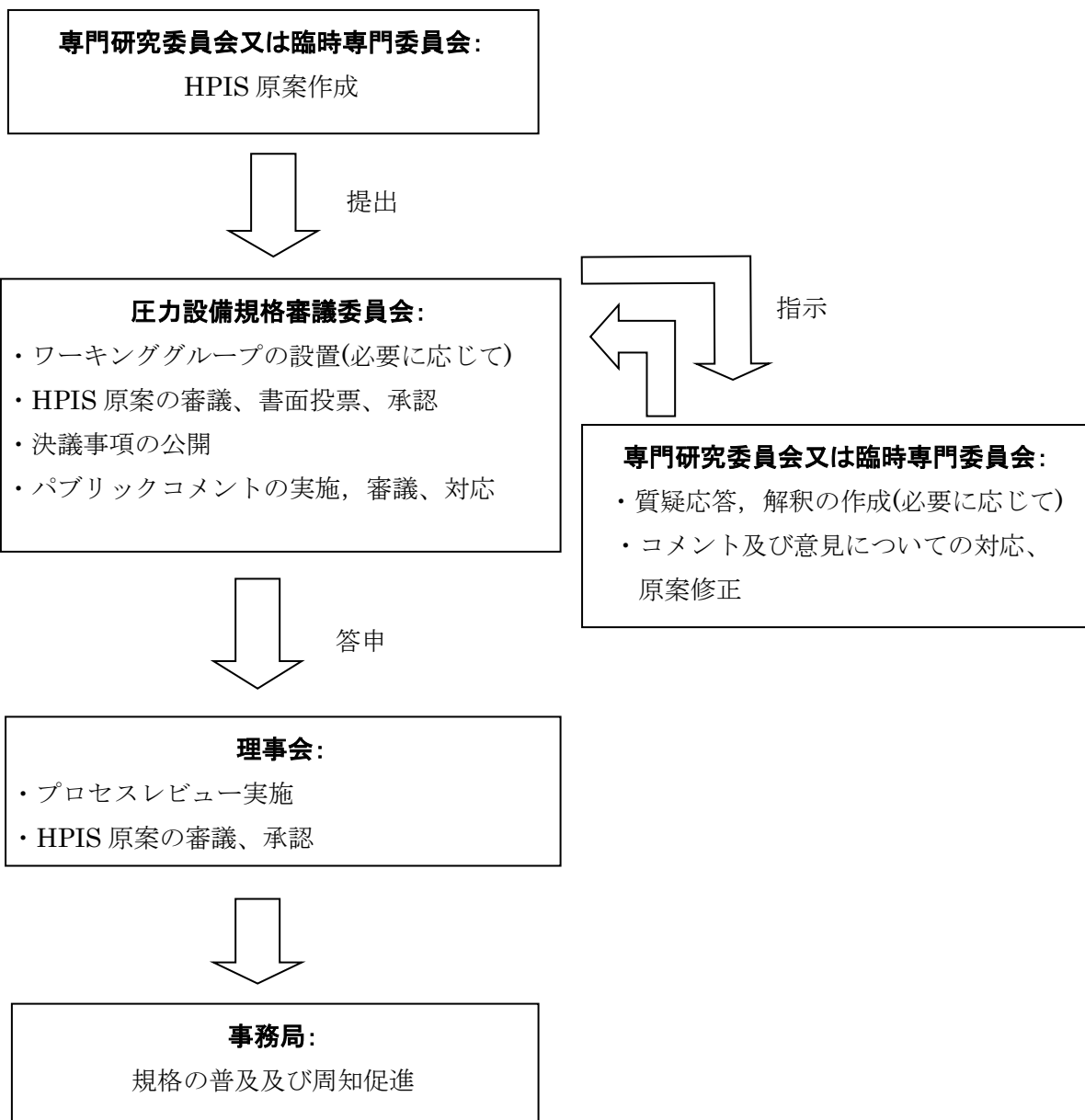
11.手順書の改正又は廃止

本手順書の制定、改正又は廃止は、委員会の委員の数の過半数が賛成する決議を経て行う。

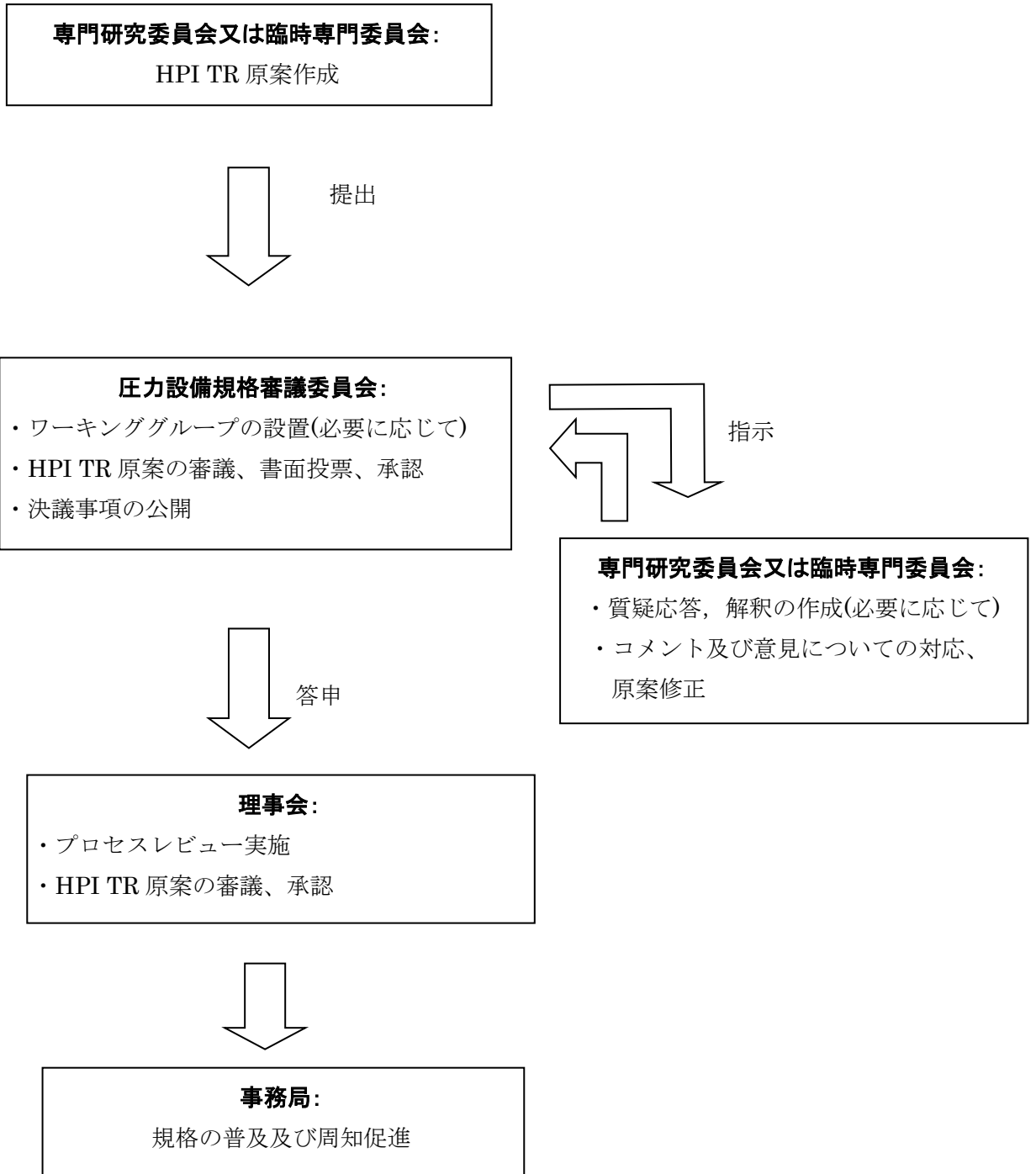
(附則)

- ・この手順書は、平成 20 年 1 月 30 日から施行する。
- ・この手順書の平成 20 年 11 月 27 日の改正は、平成 20 年 11 月 27 日から施行する。
- ・この手順書の平成 29 年 6 月 27 日の改正は、平成 29 年 6 月 27 日から施行する。

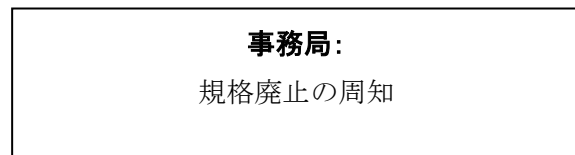
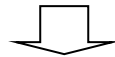
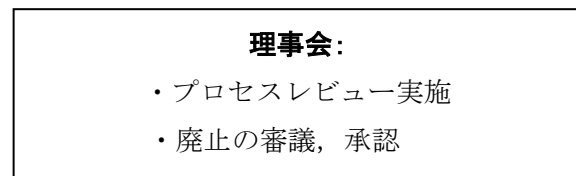
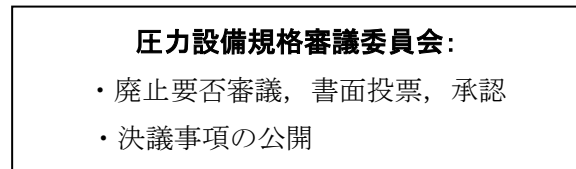
HPIS の制定, 改正手順



HPI TR の制定, 改正手順



規格の廃止手順



ホームページにおいて公開する情報

公開の項目	公開の時期	公開期間
1. 委員会の概要 <ul style="list-style-type: none"> ・ 組織体制 ・ 圧力設備規格審議委員会規則 ・ 圧力設備規格審議委員会規格制定手順書 ・ ワーキンググループ運営規則 ・ 委員名簿 		常時
2. 委員会の開催公告 <ul style="list-style-type: none"> ・ 開催日、場所 ・ 議題 ・ 傍聴希望受付 	遅くとも開催 15 日前	開催日まで
3. 委員会の開催結果 <ul style="list-style-type: none"> ・ 議事次第、配付資料一覧 ・ 議事録 ・ 決議事項 	開催後速やかに 議事録確認後速やかに 決議を行った日から 10 日 以内	次回本委員会開催結果記載まで
4. 委員会の活動状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 委員会開催日一覧表 ・ 委員会議題一覧表 ・ 承認規格一覧表 	承認後に追加 開催の都度追加 承認後に追加	常時
5. パブリックコメントの募集公告及び結果の公開	必要の都度	意見応募締め切り日まで

委員のコメント又は意見，対応策及び対応策に対する意見表

書面投票議案：HPIS XXX:XXXX ○○○○○○（規格名）

圧力設備規格審議委員会書面投票（期間、平成 年 月 日～ 月 日）提出の委員コメント及び原案作成者の対応策

整理 番号	委員名	投票の 種別	対象箇所	コメント 又は意見	対応策 1	対応策 1 に対 する意見	対応策 2	対応策 2 に対 する意見

圧力設備規格審議委員会のパブリックコメントの募集公告例

パブリックコメントの募集について

(一社)日本高圧力技術協会では、民間規格である日本高圧力技術協会規格 (HPIS) の制定・改正に際しては、一般の方々からのご意見を広く募っております。

ご意見がある場合には、ご氏名、ご連絡先(住所、電話番号、電子メールアドレス)、ご所属(会社名、団体名等)を明記のうえ、文書にてご提出下さい。

なお、お寄せいただいたご意見については、個別の回答はせず、検討結果をまとめて公表させていただくこととしておりますので、あらかじめご了承ください。

◆ 意見募集対象案件

HPIS ZXXX 200X 「XXXXX(規格名称)」

(まえがき、目次、本体及び付属書(規定)) (PDF形式)

◆ 意見募集期間

◆ 意見記入要領

- 1.意見記入様式に従い、ご記入下さい。
- 2.ご意見は、1枚につきひとつの意見とその理由をご記入下さい。
- 3.ご意見の該当箇所(ページ等)をご記入下さい。
- 4.電子メールにてお送り頂く場合、記入様式をお使いになる必要はございませんが、必要事項は全てご記入下さい。
- 5.電話によるご意見の提出には対応しかねますので、あらかじめご了承ください。

◆ 提出方法、提出先

以下の宛先へ、FAX、E-mailでお送り下さい。

(一社)日本高圧力技術協会 圧力設備規格審議委員会 事務局 田中

FAX:03-3516-2271

E-mail:hpispv@hpij.org

◆ 個人情報の取扱いについて

パブリックコメント提出の際に氏名、ご所属先、連絡先等の個人情報を収集します。これらの情報は、パブリックコメントの審議、対応についてのご連絡以外に使用することはありません。

(別添 6 の続き)

お寄せいただいたご意見の内容は、全て公開される可能性がありますので、ご了承ください。

なお、ご意見中に、個人に関する情報であって、特定の個人を識別し得る記述がある場合及び法人等の財産権等を侵害する恐れがある場合には、当該箇所を伏せさせていただきます。

本会 HP メニュー → 「個人情報保護方針」も併せてご参照ください。

意見記入様式 (Word 形式)

1. 氏名	_____
2. 連絡先	
住所	〒 _____ _____ _____
電話番号	_____ () _____
FAX 番号	_____ () _____
E-mail	_____
3. 所属	_____
4. 意見	
	[該当する規格案名及び箇所] _____ _____ _____
	[意見及びその理由] _____

圧力設備規格審議委員会、規格のパブリックコメント募集結果公開文書様式

年 月 日

HPIS XXXX : XXXX ○○○○○○(規格名) に対するパブリックコメント募集の結果
について

圧力設備規格審議委員会
委員長 ○○○ ○○

(一社)日本高圧力技術協会では、平成 XX 年 XX 月 XX 日(X)～平成 XX 年 XX 月 XX 日
(X)まで、規格案 **HPIS XXXX:XXXX ○○○○○○(規格名)** について、パブリックコメントを
実施し、ホームページ上で広く皆様方のご意見を募集し、X 件のご意見を頂きました。今回
寄せられたパブリックコメント、それらに対する考え方及び対応策について、圧力設備規
格審議委員会での審議の結果、別添のとおり取りまとめましたのでご高覧のほどお願い申
し上げます。

今回の募集にあたり、ご意見をお寄せいただきました皆様に厚くお礼を申し上げます。
今後ともご協力いただきますよう、よろしくお願申し上げます。

問合せ先 (一社)日本高圧力技術協会 圧力設備規格審議委員会 事務局

FAX 番号 : 03-3516-2271

電子メールアドレス : hpispv@hpij.org

※なお、電話による御問合せには対応しかねますのであらかじ
めご了承ください。

別添7(続き)

HPIS XXXX : XXXX ○○○○○○(規格名) に対するパブリックコメント、考え方及び対応策一覧表

整理 番号	対象箇所	パブリックコメント	考え方及び対応策